

## 神栖済生会病院 連携登録医制度要綱

### (目的)

第1条 神栖済生会病院（以下「当院」という。）と地域の医療機関が緊密な連携を保ち、協力のもと相互の機能を有効に活用し、医療連携を深め広げることにより、地域医療の充実・発展することを目的として連携登録医制度について定める。

### (登録等)

- 第2条 登録を希望する地域医療機関の医師等は、別紙様式1「登録医申請書」により当院に申請する。（以下登録医）
- 2 前項の申請があった医師等について、当院院長の承認をうけ登録医とする。
  - 3 登録医には「登録医証」を発行し、院内に登録医名、医療機関名の掲示とともに当院ホームページなどに掲載する。
  - 4 登録期間は、登録年度の3月31日までとし、期間満了までに双方に異議のない場合はさらに1年継続するものとし、以降も同様とする。
  - 5 登録内容に変更が生じた場合は、別紙様式2「登録内容変更届」を当院院長あてに提出する。
  - 6 登録医を辞退するときは、別紙様式3「登録医辞退届」を当院院長あてに提出するとともに、登録医証を返却するものとする。
  - 7 登録医として相応しくないと当院院長が判断した場合は、期間満了を待たず登録医を取り消すことができる。
  - 8 登録に関する費用は要しない。

### (登録医の責務)

- 第3条 登録医は、紹介患者のためにできる限り当院に患者情報を提供し、最適な医療が行われるよう努めなければならない。
- 2 登録医は、当院において知り得た患者及びその家族に関する個人情報について守秘義務を負うものとする。

### (当院の役割)

- 第4条 当院は、登録医からの紹介患者については、可能な限り速やかに受け入れるよう努めなければならない。
- 2 当院は、紹介を受けた患者についての情報を登録医に対し速やかに返信するよう努めなければならない。
  - 3 当院は、登録医に対し診療情報の提供に努めなければならない。
  - 4 当院は、紹介患者について原則として登録医に逆紹介するものとする。また、それ以外の患者についても、登録医に紹介するよう努めるものとする。

(共同利用等)

第5条 登録医は、当院の高度医療機器を利用できる

- 2 登録医は、紹介患者について、当院主治医（以下主治医）立ち合いのもと紹介患者の病状、治療方針、経過等の説明及び診療録を閲覧できる。
- 3 登録医は、入院患者の面談（紹介患者に限り）ができる。
- 4 登録医は、当院が開催する各種症例検討会、講演会、研修会等に参加できる。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項等が生じた場合、院長が定める。

附則

この要綱は令和3年6月1日から施行し、同年6月1日から適用する。